

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件
- 2 事件の概要 沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設工事施行海域（以下「本件海域」という。）において、沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁破碎等行為を行おうとしていることから、これを差し止めるため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
被告 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
国
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告は、本件海域において、沖縄県漁業調整規則第39条の規定による沖縄県知事の許可を受けることなく岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取してはならない。
 - (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。との判決を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴するものとする。

平成29年6月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。